

安全保障理事会決議 1793 (2007)

2007年12月21日、安全保障理事会第5813回会合にて採択

安全保障理事会は、

シエラレオネの状況に関する安保理の従前の決議および安保理議長声明、とりわけ決議 1734 (2006)、1688 (2006) および 1620 (2005) を再確認し、

紛争から国家の平和、安全、発展へとシエラレオネの復興に対して、国際連合シエラレオネ統合事務所(UNIOSIL)が行った価値ある貢献を賞賛し、

国連事務総長による12月4日付けの報告書、およびシエラレオネ政府への継続する平和構築支援そして2008年6月の地方選挙への準備を提供するために、UNIOSILの職務権限を2008年9月30日までのさらなる9か月延長するという勧告を歓迎し、

UNIOSILの職務権限の延長を要請する、2007年10月22日のシエラレオネ大統領から事務総長への書簡に留意し、

2007年8月および9月の平和的かつ民主的な議会および大統領の選挙の実施を歓迎し、2008年6月の地方選挙の広範な受容は、シエラレオネにおける持続的な平和を強固にするもう一つの重要な出来事となるであろうことを強調し、

とりわけシエラレオネ政府の能力を強化することを通じて、シエラレオネの長期的な平和、安全そして発展への、国際連合システムそして国際社会の継続する支援の重要性を強調し、

平和構築委員会(PBC)、国際連合システムおよび二国間そして多国間協力体の支援とともに、シエラレオネ政府により対処される平和強化プロセスにおける、特に5つの優先分野を強調する、平和構築協力枠組みの2007年12月12日の採択を歓迎し、

シエラレオネの安全保障分野改革、そしてとりわけ、シエラレオネ軍隊および警察のプロフェッショナリズムの発展においてなされた進展を歓迎し、警察と軍隊が長期間持続可能であり、効果的に任務を遂行することができるように、安全保障の構造をさらに強化し合理化することを促し、

シエラレオネ特別法廷の活動そしてシエラレオネおよび準地域における和解と法の支配への法廷の最も重要な貢献に対する安保理の感謝をくり返し表明し、法廷がその活動を迅速に終了するという安保理の期待をくり返し表明し、そして加盟国に対し、法廷に寛容に貢献することを求め、

ECOWAS によりなされた役割を歓迎し、そしてマノ川同盟および他の機構の加盟国に対し、地域および準地域の平和と安全の建設を目的とする努力を継続することを奨励し、

1 決議 1620 (2005) に概説された、UNIOSIL の職務権限を、2008 年 9 月 30 日まで延長することを決定する。

2 事務総長に対し、以下を含む UNIOSIL への完了戦略を、安保理の考慮のために、2008 年 1 月 31 日までに提出することを求める。

-2008 年 3 月 31 日までに、職員の数を最低 20 パーセント削減する

-2008 年 6 月 30 日まで、現在の人数の 80 パーセントによる継続した任務

そして

-2008 年 9 月 30 日までに、UNIOSIL の職務権限を終了する

3 2008 年 6 月 21 日に予定されている地方選挙、および国家委員会そして良き統治と人権の促進のための機関に対する支援の提供、そして平和構築委員会の活動と平和構築基金を積極的に支援することに、とりわけ焦点をあてる UNIOSIL の重要性を強調する；そして、この点について、事務総長に対し、UNIOSIL 内における十分な能力、専門的知識、および資源を確保することを要請する。

4 その職務権限の終了時に、UNIOSIL が、平和構築の過程を前進させ、国際的

な援助の支援を結集し、平和構築委員会と基金の活動を支援し、とりわけ国民和解を進展させ、憲法上の改革プロセスを支援するという、UNIOSIL の職務権限のうち残っているあらゆる現地の任務を完了することに焦点をあてる国際連合統合政治オフィスに後継されるべきだと言う安保理の意図を表明する；そして事務総長に対し、2008 年 4 月の安保理への次の事務総長の報告書の中で、後継するオフィスの職務権限、構成そして人数について特定の提案を提出することを要請する。

- 5 シエラレオネのすべての当事者に対し、2008 年の選挙が平和的で、透明で、自由そして構成であることを確保することを求める；シエラレオネ政府に対し、選挙機関への必要な支援を提供することをさらに求める；そして加盟国および関連する国際と地域的な機構に対し、技術的そして物質的な支援を提供することを促す。
- 6 シエラレオネ政府が、国家の平和構築、安全そして長期の発展に対する第一義的な責任を有することを強調し、シエラレオネ政府に対し、シエラレオネ平和構築協力枠組みの履行における進展の定期的な監視を通じてを含む、平和構築委員会との緊密に関与すること、そして国際的な援助者に対し、同政府に対して支援を継続することを奨励する。
- 7 シエラレオネ政府、UNIOSIL そして同国のその他の全利害関係者に対し、腐敗と戦い、説明責任を改善し、富と雇用機会を生み出す民間部門の発展を促進し、司法制度を強化しそして人権を促進する継続した措置を通じてを含む、良き統治を促進する努力を増加することを求める。
- 8 国連憲章第 7 章もとづいて行動して、シエラレオネ特別法廷における裁判において出席が必要となったいかなる証人の渡航について、決議 1171 (1998) の第 5 項により課せられた措置から免除することを決定する。
- 9 決議 1325 (2000) において認識されたように、紛争の予防と解決そして平和構築における女性の役割の重要性を強調し、ジェンダーの視点が UNIOSIL の職務権限のあらゆる要素を履行する際に考慮されるべきであることを強調

し、UNIOSIL に対し、この分野においてシエラレオネ政府とともに活動することを奨励し、事務総長に対し、この任務を遂行するため、UNIOSIL 内における十分な能力、専門的知識、および資源を確保すること、そして適切な場所に、UNIOSIL 中におけるジェンダーの主流化に関する進歩、そしてとりわけジェンダーに基づく暴力から女性と少女を保護するという関連について、女性と少女の状況に関連するすべての他の要素を、安保理への事務総長報告に含めることを要請する。

- 10 性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策を履行し、そしてその要員を国際連合行動指針に完全に履行させることを確保する、UNIOSIL により講じられた努力を歓迎する。
- 11 事務総長に対し、UNIOSIL の職務権限の履行そしてこの決議についてなされた達成について、定期的に安保理への報告を継続するよう要請する。
- 12 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。